

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)
地域名 (地域内農業集落名)	横須地区 (横須)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 6日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

横須地内は用途地域として「2種低層住宅専用」に指定されている。現状主要地区内道路に隣接した農地については農地転用が進み集合住宅等が建設され居住地が形成されているが、その他農地については未整備田であり各所有者により利用・管理が行われている状況である。そのため、意向調査結果により担い手・後継者確保が課題となっている。

【意向結果】70才以上が約7割を占める中、42%が後継者がなく28%がまだ決まっていない状況で現状利用者の78%は現状維持で利用継続する意向を示されている状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状農地への進入路もなく、地域として基盤整備に取り組む方向性も無い状況であり、もし農地を一括し利用を望む担い手があれば地域協力し利用に向け調整を行う事は必要と考えている。
市としても、担い手確保を先進的に進めてもらうことで、農地利用が進むと考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状で地域計画エリアの設定は地域としては難しくまた、当地区が都市計画区域内の用途地域に定められていることから農地所有者の意向確認も必要と考える。このことから今後も地域内で農地利用について検討する必要があると考えて継続協議を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後検討
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後検討
(3)基盤整備事業への取組方針
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--